



発南第 9238 号
平成30年3月26日

鳥取県知事 平井 伸治 様

南部町長 陶山 清孝



(仮称) 鳥取西部風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (回答)

平成30年2月26日付第201700284093号で鳥取県知事から照会のありました標記の件については下記のとおりです。

記

意見： 南部町地域における風力発電施設の設置については反対します。

理由：

風力発電事業は、化石燃料を使わない自然エネルギーとして地球環境にやさしい発電事業です。一方で、施設の建設時における自然環境の破壊や建設後には周辺の景観に大きく影響を及ぼすことが考えられ、立地場所については慎重な検討が必要と考えます。

本町は、平成27年に環境省が指定する「生物多様性保全上重要な里地里山」に町全域が指定されました。このことは、さまざまな命を育む豊かな里地里山を次世代に残していくべき自然環境として位置付けられたものです。本町は、これまでの人々の暮らしや営み、保全活動等の取り組みを通じて守られてきた豊かな里地里山を、今後も大切な資源として次世代へ引き継ぐべきものと考えています。

このような背景から風力発電事業については理解できますが、検討されている事業の本町地内の施設設置については、豊かな自然環境に影響を及ぼすとともに、誇り得る自然の景観を損なうことが考えられます。従って町内における風力発電施設の設置については反対します。また、隣接自治体への設置を検討される場合、当該施設が本町から確認できないような位置への設置を求めます。

(担当) 企画政策課 加納諭史

電話 0859-66-3113

ファクシミリ 0859-66-4426

メール kanou.sa@town.tottori-nanbu.lg.jp